

庄内アニマル倶楽部の
活動賛助会員になりませんか？

会員募集中

庄内アニマル倶楽部 賛助会員とは？

「ホームページやブログ、Instagramを見て何かお手伝いをしたいけど、どうすればいいのだろう…」
「お手伝いには行けないけど、協力できることはないだろうか？」
このようにお考えの方も多くいらっしゃると思います。
そこで庄内アニマル倶楽部では、年間を通してご協力いただけるメンバー（賛助会員）さんを募集しています！

現在のスタッフは主婦や会社員など、みなさまと同じです。

- 時間が空いた時にお手伝いをする
- イベントのお手伝いならできる
- 土日ならなんとか…
- 活動の支援をしたい
- 一時預かりできます

など、ご都合に合わせての活動で構いません。

一緒に活動してみませんか？

賛助会員になるには？

庄内アニマル倶楽部の活動に賛同し、一頭でも多く犬猫の幸せを願っている方ならどなたでも会員になれます。

年会費として、お一人様1口3,000円の会費を1口以上納めていただきます。

※未成年の方は保護者の方の同意が必要となります



特定非営利活動法人 庄内アニマル倶楽部

HP : <http://shonaianimal.club/>

mail : shonaianimalclub@gmail.com

TEL : 090-3366-2471

お申し込みはコチラから→



NPO法人庄内アニマル倶楽部

賛助会員 会則

賛助会員制の目的

この会は、『特定非営利活動法人 庄内アニマル倶楽部』（以下、当会という）の定款に基づき、運営・各種準備の業務を円滑に進め、財政面での支えとなるとともに、参加者相互の親睦を深めるための活動を行うことを目的とする。

会員の範囲と義務

1. 当会の活動に賛同し、これに定める会則に同意していることを参加の条件とし、会費を納入しなければならない。
2. 賛助会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を提出するものとする。

会費及び納入

1. 会費は年会費とし、1人1口3,000円を1口以上納めるものとする。
2. 年会費は毎年4月1日より翌年3月31日までの1カ年の会費をいう。
3. 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし年度の中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の時に納入するものとする。
4. 納入された会費は、いかなる理由があろうとも返金はしない。

退会

1. 会員で退会しようとするものは退会届を提出し、任意で退会することができる。
2. 会員が次に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - ① 退会届の提出をしたとき。
 - ② 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - ③ 継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - ④ 除名されたとき。

禁止行為

1. 個人情報の漏洩禁止（許可を得ない顔の分かる写真の掲載含む）
2. 当会がホームページ、Instagram、ブログ等で公表している事項や写真を、許可を得ないまま私的なホームページ、ブログ、掲示板、SNS等で公表する行為の禁止
3. 当会の里親会、シェルター内で撮影した保護犬猫画像の個人的な使用の禁止
4. 当会の活動を誹謗中傷する行為の禁止
5. 当会の許可なく名前を使用した宣伝、営業行為の禁止

秘密保持義務

1. 会員は、当会の活動を通して知り得た内部情報を第三者に開示、または漏洩してはならない。
2. 会員の資格が終了した後も、秘密保持義務は引き続き有効とする。

会員の役割

会員は、次に掲げる役割の遵守に努めなければならない。

1. 事業活動への参加、もしくは賛助。

会員の特典

会員は、当会及び会員事務局が発信する会員専用SNSにて、先行情報を得ることができる。

